

石綿規制 使用全建物に

環境省 解体時の飛散防止



付ける。年内にも環境相に答申し、環境省は来年の通常国会に大気汚染防止法の改正案を提出する方針。

環境省の有識者会議は2日、建物の解体などに伴うアスベスト(石綿)飛散防止の強化策をまとめた。規制対象を大幅に広げ、石綿が使われた全ての建物の解体・改修工事について、施工者に事前調査などを義務

付ける。年内にも環境相に答申し、環境省は来年の通常国会に大気汚染防止法の改正案を提出する方針。現行の大気汚染防止法は、飛散する恐れの高い吹き付け石綿、石綿を含む断熱材や保温材などを対象に、解体・改修工事の発注者や施工者に対して、工事前に使用の有無を調査したり、飛散防止対策を講じたり、環境省が実態調査をし

- ・規制を拡大し、石綿が使われている全ての建物の解体、改修工事を対象に
- ・石綿の有無に関する事前調査結果の届け出を義務化
- ・事前調査を行う人の資格制度の導入などを検討
- ・除去作業の記録保存義務と違法な作業への罰則強化

有識者会議がまとめた規制強化 骨子

たところ、飛散例が確認された。有識者会議はこれら

アスベスト(石綿)

天然に生成された繊維状の鉱物。安価で耐火性や断熱性が高く、かつては建物の建材や工業製品などに広く使われた。吸い込むと、中皮腫や肺がんなどを発症する危険性がある。国内では現在、使用が全面的に禁止されている。

の建材を除去する工事も対象に加え、ほぼ同様の規制を行う方針を示した。

従来の規制対象は、これまでの出荷総量が200万トン余だが、新たに対象となるのは6000万トン近くで、段違いに多く、戸建て住宅でも使われている。今後、施工者らへの周知や規制を担う都道府県などの体制整備が課題となる。

また、石綿が飛散する違法工事が相次いでいる現状

を踏まえ、規制内容自体も厳しくする。都道府県などが石綿を扱う工事の状況を把握し、問題があった時に素早く対応できるように、施工者に事前調査結果の報告を義務付ける。事前調査に關しても石綿を見落とした事例などが確認されているため、一定の知識を持った人が行うようにする。さらに施工者の除去作業の記録保存を義務化し、違法作業の罰則強化も検討する。

石綿を使った建物は老朽化が進み、国土交通省の推計で2028年ごろに解体数は年約10万棟に達すると見込まれ、対策の強化が求められていた。【鈴木理之】